

太田市相談支援事業実施要綱

(目的)

第1条 太田市相談支援事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第3号の規定に基づき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、太田市とする。また、この事業を法第51条の20の規定により群馬県知事が指定する相談支援事業を行う者（以下「指定相談支援事業者」という。）に委託することができるものとする。

(指定相談支援事業者の選定)

第3条 指定相談支援事業者の選定に当たっては、障がい者の援護について相当の経験及び知識を有し、障がい者に関する各種の福祉施策について熟知していること及び地域の実情に精通している者を選定するものとする。

(事業の内容)

第4条 障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な次の援助を行う。

(1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談、ケアマネジメント等）

- ア サービス情報の提供
- イ サービス利用の助言
- ウ 介護相談
- エ 利用申請の援助
- オ その他必要な保健医療サービスの利用援助
- カ 障害支援区分に係る認定調査

(2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）

- ア 障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター等の紹介
- イ 福祉機器の利用助言
- ウ 情報機器の使用指導
- エ 料理等の指導(料理、裁縫)
- オ 住宅改修の助言
- カ 住宅の紹介
- キ 生活情報の提供(交通、ホテル、買物、映画、音楽等)

(3) 社会生活力を高めるための支援（社会生活訓練プログラム等の実施）

- ア 自分と障がいについての理解
- イ 家族関係、人間関係
- ウ 介助サービスと介助者
- エ 身だしなみ
- オ 健康管理
- カ 家事、家庭管理
- キ 安全管理
- ク 生活情報の活用
- ケ 交通・移動手段の利用
- コ 趣味、余暇活動
- サ 人生設計

(4) ピアカウンセリング（障がい者自身がカウンセラーとなって、実際に社会生活上必要とされる心構え及び生活能力の習得に対する個別的援助・支援）

(5) 権利の擁護のために必要な援助（知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送るための必要な援助）

- ア 福祉サービスの利用援助
- イ 苦情解決制度の利用援助
- ウ 行政手続に関する援助等
- エ 日常的金銭管理

(6) 専門機関の紹介（障がい者のニーズに応じ、心身障害者福祉センター、職業安定所の実施主体、医療機関、保健所、発達障害者支援センター、障害者就業・生活支援センター等専門機関の紹介）

（太田市障がい者支援協議会の運営等）

第5条 相談支援事業を始めとするシステム作りに関し、中核的役割を果たす協議の場として市が設置した太田市障がい者支援協議会の運営を行う。権利擁護等の分野別のサブ協議会を設置するなど、地域の実状に応じた多様な形で実施する。

(1) 太田市障がい者支援協議会の主な協議等事項

- ア 相談支援事業の運営計画、実績等に関すること。
- イ 困難事例への対応のあり方に関すること。
- ウ 地域の連携体制の構築等に関すること。
- エ 太田市障がい福祉計画に関すること。
- オ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) 実施の方法

- ア 上記太田市障がい者支援協議会開催に係る企画・立案
- イ 上記太田市障がい者支援協議会開催に係る運営事務

ウ 上記太田市障がい者支援協議会における協議結果の反映
(事業実施上の留意点)

第6条 本事業は、来所、電話、訪問等の方法により行う。

2 事業者は相談・指導の内容を対象者ごとに記録し、適切な事後処理に努めるとともに指導の一貫性を保つよう配慮すること。

3 事業者は本事業の実施にあたって職務上知り得た障がい者（児）及び家庭等に関する秘密を保持しなければならない。

(関係機関との連携)

第7条 本事業の実施に際しては、関係行政機関、指定障がい福祉サービス事業者、養護学校、民生委員及び障がい者相談員等との緊密な連携を図り、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。